水沢第一高等学校いじめ防止基本方針

水沢第一高等学校
校長　大内　誠光

1. いじめ防止対策の基本的考え方

①　いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（ネットで行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。〔法第２条〕

②　いじめ問題に対する本校の基本的考え方

「いじめを絶対に許さない」これが、いじめ被害者の自殺という悲しい過去をもつ本校の基本姿勢である。

そして、同時に「いじめはどの学校にも、学級にも、部活動にも、生徒間にも起こる可能性がある」との認識を持たなければならない。この点に常に留意することによって、未然防止や早期発見が可能となり、生徒の健全な人間関係の構築が促されるからである。

教育の精神「育ち合いの教育＝共育（生徒も教職員も保護者も）（一人一人が持っている可能性を開花させる教育を目指す）」が本校の理念である。この理念に従い、生徒・教職員・保護者・地域の方々が個人としても集団としても関わりあっていくことで、生徒一人一人を、良き社会人、良き市民と育成することを目標とし、いじめ問題に取り組んでいく。

③　いじめの基本姿勢

- 学校・学年・部活動・学級内に、いじめを許さない雰囲気を作る
- 生徒・教職員の人権感覚を高め、生徒間・生徒と教職員間のつながりを築く
- 未然防止に努め、早期発見をし、もしもいじめが発生した場合は適切な指導を行い、全力で解決へと導く
- 保護者と連携を取り、ホームページに掲載し、年度開始時に説明する。地域とも連携を取る。
- いじめ防止基本方針により、教職員が組織としての一貫した対応を行い、保護者・生徒への安心感を与え、またいじめ加害の抑止につなげる。

2. 未然防止の取組み　～いじめ問題を起こさないために～

①　教職員による指導

教職員一人一人が、定められた取り組みを実行し、日常的に学級や集団の中で、継続した働きかけを行い、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。また教職員それぞれが、いじめの構造や対処法への理解を深め、自己の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。

- 生徒個人への指導においては、お互いを認め合えるようにする
- 学級・学年への指導においては、生徒が居場所を実感できるような集団作りをする
- 生徒会活動・学校においては、集団としての活動を達成できるようにする
- 部活動においては、結果・過程も大切にしながら、仲間としてお互いを高められるよう

にする
- 授業においては、分かる楽しい授業をし、自己肯定感を高めるようにする
- 保護者に対しては、聞く姿勢を持ち、協力して子育てが出来るようにする
- アンケートや面談での相談や SOS には、迅速に対応する

② 生徒に培う力とその取組み
- 生徒個人には、お互いを認め合えるようにし、規範意識を持たせる
- 学級、学年などは、お互いを認め合えるような集団作りをし、いじめを見たら知らせたり、やめさせるようする
- 生徒会活動では、行事を企画し、実行する過程においては、主体的に活動することによって自治の力を育む
- 部活動では、自己を高めるためには、仲間や指導者、保護者の助けが必要だと気付き、力を発揮できるようにする
- 授業では、常に真剣に取組み、達成感を味わいつつ、学力と自信が身に付くようにする
- アンケート記入に際しては、勇気を持って記入し、また問題点を訴えるだけではなく、自己を見つめなおし、自らを改善していくようにする
- 進路目標をしっかりと定め、具体的な目標設定と実行のための努力が出来るようにする

③ 家庭・地域との連携
- 学級通信や学校の広報、ホームページを通じて、連携を取る事の大切さを伝え、常に情報を発信する
- 面談や、PTA の集まりにおいて、積極的に相談を受ける
- 学校評価アンケートを通じて、生徒の変化や学校への要望を寄せていただく
- 学校任せになるのではなく、協力して地域の青少年の育成にあたるようにする

④ 教職員の研修
- 校内研修を年に１回以上開催する。本校は総合研究会を年に３回実施しており、そのうち１回は、いじめや生徒指導にあてる
- 自主研修制度や県外研修制度を利用して、校外での研修を実施する
- 学校評価や授業評価をもとに、自己を振り返り研鑽する。また自分一人で抱え込まずに、同僚への相談、上司への報告をする

⑤ 防止対策の組織

①多様な相談窓口（各教職員、教育相談員、SC）、②特別指導委員会、③校内支援委員会、④いじめ防止対策委員会、⑤評価検討会、を設置・開催する　⇒**7** 参照

3. 早期発見の取組み　～アンテナを高く～

① いじめの早期発見のために

生徒との信頼関係を築き、生徒のささいな変化に気づく力を高める。目につきにくい場所・時間、遊びやふざけ合いを装って行われることを認識する。いじめを積極的に認知する
- 学級担任は、生徒個人と、また集団とのラポールを大切にし、アンテナを高しく、変化に気付く
- 教科担任は、教科指導と共に、授業の雰囲気に注意する
- 部活動顧問は、指導と共に、休憩時間にも注意する
- 休み時間の生徒の動向に注意する
- 教職員間の連携・情報提供のため、学年会を週１回、情報交換会を月１回開催する
- 教育相談を周知させ、相談しやすい環境・雰囲気を作る
- 保護者の相談をしやすい環境・雰囲気を作る

②　アンケートの実施

定期的に実施し、結果の総括とフィードバックを行う

- 生徒対象の「生活アンケート」を、年に２回以上実施する（定期考査後）
- 生徒対象の「教育相談アンケート」を、年に１回以上実施する
- 生徒対象の「授業評価アンケート」を、年に１回以上実施する
- 保護者対象の「学校評価アンケート」を、年１回以上実施する

③　教育相談及び、相談窓口の紹介

教育相談員を委嘱し、教育相談室に常駐する。生徒・保護者の相談を随時受け付け、内容については組織的に対応する。他の相談窓口も紹介する

4. いじめ事案への対処　～もし、いじめが起きてしまったら～

①　いじめに対する指導の基本的な考え方

- 被害生徒の保護を第一とする
- 知らせた生徒の対応・配慮・感謝
- 加害生徒への毅然とした指導を行う。心情や事情も配慮する
- 教職員の対応は一致したものとする。一人で抱え込まず、チームで対応する
- 保護者との理解と協力の関係を維持し、応分の支援をいただく
- 関係機関と連携して対応する

②　発見・通報を受けた時の対応

- 発見した時は、ただちにいじめ行為を止めさせ、個別に事情を聞き、事実を明らかにする
- 通報を受けた時は、５Ｗ１Ｈで事実を明らかにし、組織的に対応する
- いじめを受けた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する
- いじめたとされる生徒に対して、事情を確認し、適切に指導する
- 「いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、いじめかどうかの判断をする。教職員の役割を確認し、問題の解決にあたる。教育相談や生徒指導により対応するか、警察等への対応を要するか、法で規定する重大事態か、判断する
- いじめの事実が確認された場合は、被害生徒の安全を優先し支援する。保護者への説明と支援を行う
- 加害生徒の指導と、保護者への助言を行う。必要がある場合は、特別指導を行う

③　いじめが起きた集団と加害生徒への対応

- いじめの構造、人物、背景などを分析する。いじめには４つの立場がある･･･加害者・はやし立てる者・傍観者・被害者
- 自分の立場を認識させ、被害者の気持ちを理解させ、集団として解決できる行動を取らせる。再発防止できる力をつける
- 加害生徒の成長支援の観点から指導にあたる
- 必要に応じて、双方及び集団の保護者に説明する機会を設け、再発防止をする

④　警察、関係機関・家庭・地域との連携

- 犯罪行為として取り扱われることが予想される事案の場合は、警察と連携をとる
- 関係機関・家庭・地域とも連携して対応する

⑤　ネット等でのいじめへの対応

- 発見したり通報を受けた場合は、事実確認を行い、「いじめ防止対策委員会」で情報共有・分析・判断をする
- 被害の拡大を防ぐために、ネットの管理者や情報を所持している者などに、情報の削除

を求める

- ・　重大な被害が生じる恐れがある場合には、警察と連携を取る
- ・　利用機器やサイトについては、保護者と協力し、使用の制限を設けるなど、再発を防止する

⑥　いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消する事はできないと認識し、以下の二つの用件が満たされることを確認し、再発を防止する

- ・　いじめに関わる行為が止んでいる状態が 3 か月以上継続している
- ・　被害生徒が心身の苦痛を感じていないか、保護者がどう感じているかを面談等で確認する

5. 重大事態への対応

①　重大事態とは

生徒が自殺を企図、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神性の疾患を発症、いじめにより相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

②　重大事態の報告・対処

- ・　重大事態が発生した旨を、理事会に報告し、また関係機関（県の法務学事課・知事）に報告する。必要がある場合は再調査を行う
- ・　生徒・保護者から「重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして、報告・対処を行う　　　　　　組織は⇒**8** 参照

6. 学校における評価

「いじめ防止基本方針」の内容が適切かどうか、各事案に対しての対応がどうだったのかを、年 2 回の総括・方針会議で取り上げ、評価し、PDCA サイクルの考え方で次へつなげる

7. 平常時の組織

組織名　　【★チーフ：構成員】　《取組み内容／開催時期》

①　相談窓口　　【各教職員、教育相談員】《日常の相談、情報共有》

②　特別指導委員会【★教頭・生徒指導部長・該当学年長・該当担任】《生徒指導上の特別指導／事案発生時》

③　校内支援委員会（情報交換会）【★教務部長・養護教諭・教育相談員・SC・保健主事・各学年長・該当担任】《各学年の状況報告と対策／月 1 回》

④　**いじめ防止対策委員会**【②＋③（＋該当部活動顧問）】《いじめ防止基本方針に添った活動／発生時》

⑤　評価検討会　【③を基準とする】《PDCA サイクルに基づいた評価、学校評価からの検討》

＜組織図＞

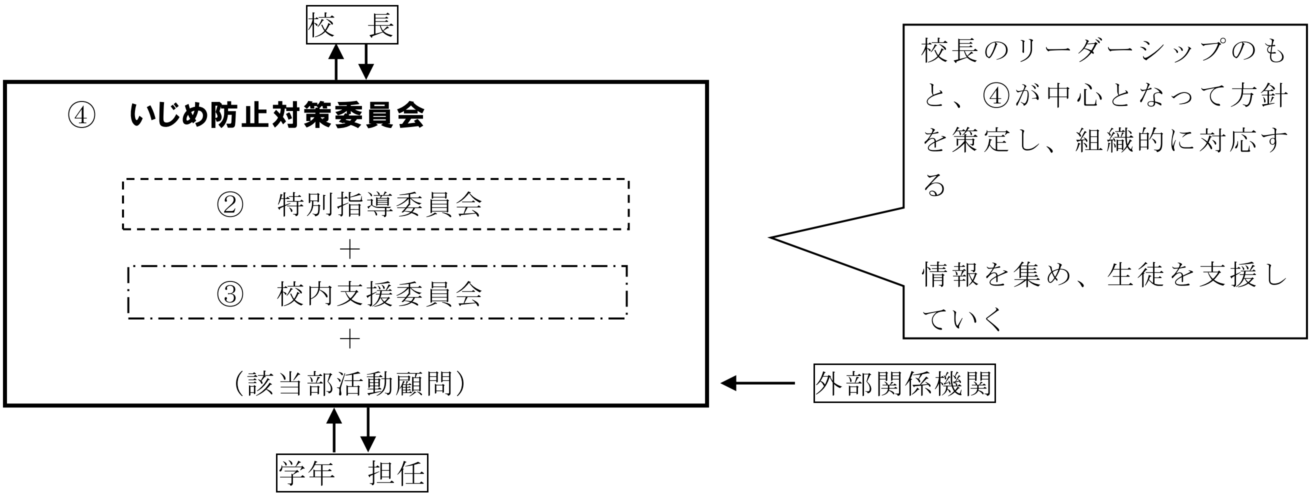

8. 重大事態発生時の組織

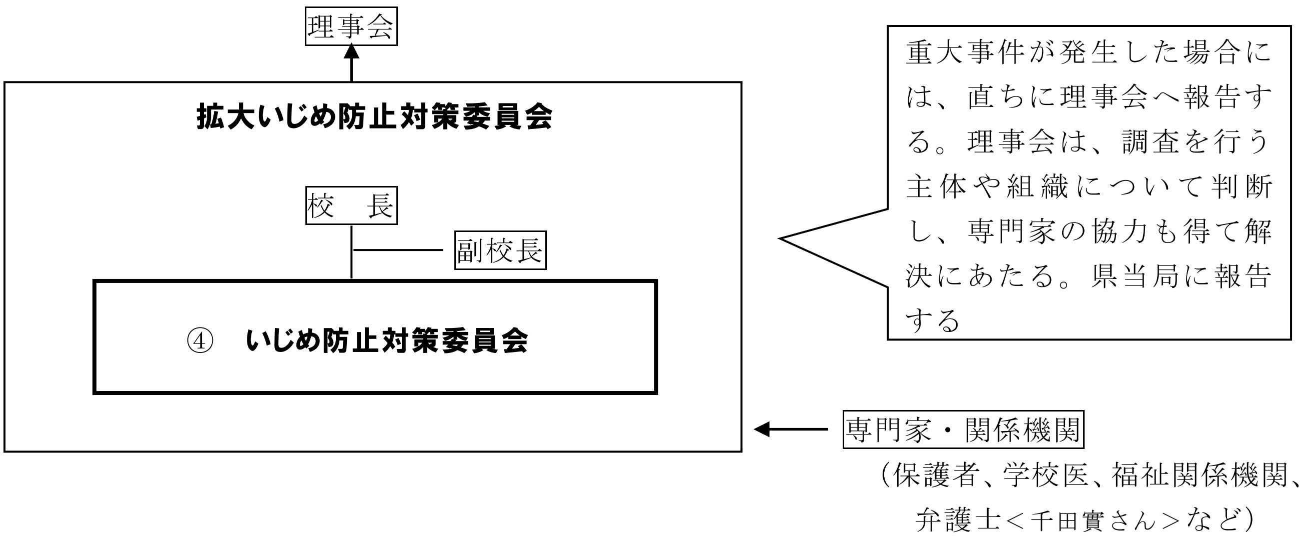

2014年3月19日　策　　定
2018年4月10日　一部改訂
2020年4月20日　一部改訂
2024年5月9日　一部改訂

懲戒に関する規定

水沢第一高等学校　2024 年 4 月

1. **趣旨**・・・この規定は、「本校の諸規定」に規定する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

水沢第一高等学校　「本校の諸規定」（生徒手帳による） 第５　賞罰　（２）罰・・・校長は必要と認めた時は生徒に対して、懲戒を加える。 懲戒は次のとおりとする・・・説諭、謹慎、訓戒、停学、退学 退学は下の各号の一に該当する場合に限る。 ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者 ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 ③正当の理由がなく出席が常でない者 ④学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2. **懲戒の種類等**・・・懲戒の種類は次のとおりである。

退学処分	本校に在籍する権利を剥奪すること。
停学処分	一定期間学校の施設を使用させず、家庭において反省を促すこと。
訓戒処分	過去の言動の注意を与え、反省を促すこと。
謹　慎	問題行動の反省のために、校内で謹慎すること。
説　諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。

3. **停学及び謹慎の期間**・・・停学及び謹慎の期間は、問題の内容、生徒の反省状況などを考慮して定めるものとする。
4. **解除**・・・停学処分を受けた者及び謹慎に付された者に改悛の情が顕著と認められたときは、これを解除するものとする。
5. **処分の手続き**・・・校長は、退学、停学、訓戒の処分を行うに当たっては、被処分者に対し処分通知をするものとする。退学、停学、訓戒の処分は、指導要録に記載するものとする。

●指導・処分例…問題行動を起こした生徒に対して、以下の基準に従って指導するものとする。

1. 問題行動が初回・単独の場合

問題行動の内容	**指導・処分**
重大な犯罪行為、殺人、放火、強姦など	退学、停学
犯罪行為、いじめ、暴力、障害、威圧、金銭強要、わいせつ行為、性非行など（SNS 上の行為含む）	退学、停学、訓戒、謹慎、説諭
窃盗、万引き、占有離脱物横領罪など	停学、訓戒、謹慎
不良行為、飲酒、喫煙など	停学、訓戒、謹慎、説諭
授業妨害、暴言、器物破損など	停学、訓戒、謹慎、説諭
無免許運転、交通違反・事故、無断免許取得など	停学、訓戒、謹慎、説諭
考査のカンニング	停学
無断アルバイト	説諭
本校の規則に違反する行為 服装規定違反、携帯電話使用規定違反など	説諭、内容により他の問題行動に準じて指導

2. 問題行動が複数回に及ぶ場合や、過去に指導歴がある者が再び問題行動を起こした場合は、1 の指導内容より厳しい指導をするものとする。